

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県自然の家条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則
- 福島県財務規則の一部を改正する規則
- 福島県教育委員会
- 福島県教育委員会文書等管理規則
- 福島県自然の家条例の一部を改正する規則
- 福島県いわき海浜自然の家に係る福島県自然の家条例施行規則
- 福島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

規 則

福島県自然の家条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則及び福島県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第七十三号

福島県自然の家条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則

福島県自然の家条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則(平成十八年福島県規則第九号)の一部を次のように改正する。

本則中「第七条」を「第八条第二項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。
- 2 福島県自然の家条例の一部を改正する条例(平成二十二年福島県条例第三十四号)

の施行の日の前日までの間は、福島県自然の家条例(昭和五十年福島県条例第二十九号。以下「条例」という。)第一条に規定する福島県自然の家(条例第二条に規定する福島県いわき海浜自然の家を除く。)に係る改正後の福島県自然の家条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則(以下「改正後の規則」という。)の適用については、改正後の規則本則中「第八条第二項」とあるのは、「第七条」とする。

(総務課)

福島県規則第七十四号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「福島県相馬海浜自然の家」を「福島県相馬海浜自然の家」に改める。

別表第七の表福島県いわき海浜自然の家の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。

(入札監理課)

福 島 県 教 育 委 員 会

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十一日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第七号

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会文書等管理規則(平成十二年福島県教育委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「福島県自然の家」の下に「(福島県いわき海浜自然の家を除く。)」を加える。

別表第一学校を除く教育機関の項中「相馬海浜自然の家(相自) いわき海浜自然の家(い自)」を「相馬海浜自然の家(相自)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。

(教育総務課)

福島県自然の家組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十一日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第八号

福島県自然の家組織規則の一部を改正する規則

福島県自然の家組織規則（平成二十一年福島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「福島県自然の家」の下に「福島県いわき海浜自然の家を除く。」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県自然の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十一日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第九号

福島県自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

福島県自然の家条例施行規則（昭和五十年福島県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「近い休日」を「近い同条に規定する休日」に改め、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（趣旨）

第一条 この規則は、別に教育委員会規則で定めるものを除き、福島県自然の家条例（昭和五十年福島県条例第二十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条中「福島県自然の家条例（昭和五十年福島県条例第二十九号。以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。ただし、第一条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（社会教育課）

福島県自然の家条例の一部を改正する条例の福島県いわき海浜自然の家に係る施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十一日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十号

福島県自然の家条例の一部を改正する条例の福島県いわき海浜自然の家に係る施行期日を定める規則

福島県自然の家条例の一部を改正する条例（平成二十二年福島県条例第三十四号）の福島県いわき海浜自然の家に係る施行期日は、平成二十三年十一月一日とする。

（社会教育課）

福島県いわき海浜自然の家に係る福島県自然の家条例施行規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十一日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十一号

福島県いわき海浜自然の家に係る福島県自然の家条例施行規則

（休所日）

第一条 福島県いわき海浜自然の家（以下「いわき海浜自然の家」という。）の休所日は、次のとおりとする。

一 月曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日（その日が月曜日に当たるときは、その日後でその日に最も近い同条に規定する休日でない日）

三 一月二日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで

2 指定管理者（福島県自然の家条例（昭和五十年福島県条例第二十九号。以下「条例」という。）第四条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ福島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て、臨時に休所し、又は前項に規定する休所日であっても臨時に開所することができる。

（使用の承認の手続）

第二条 条例第六条第一項の規定による使用の承認を受けようとする者は、指定管理者があらかじめ教育長の承認を得て定めた手続により、使用の承認を受けなければならない。

（指定管理者の指示）

第三条 指定管理者は、いわき海浜自然の家の管理上必要があると認めるときは、使用者に対しいわき海浜自然の家の使用に関し必要な指示をすることができる。

（委任）

第四条 この規則に定めるもののほか、いわき海浜自然の家の管理について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に福島県自然の家条例施行規則（昭和五十年福島県教育委員会規則第五号。以下「施行規則」という。）第二条第一項の規定により行われているいわき海浜自然の家に係る自然の家使用許可申請書の提出は、第二条に規定する手続の過程における当該自然の家使用許可申請書の提出に相当する行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に施行規則第二条第二項の規定により交付されているいわき海浜自然の家に係る自然の家使用許可書は、第二条に規定する手続によりなされたいわき海浜自然の家の使用の承認を証する書面とみなす。

福島県教育委員会訓令第四号

教 育 庁

(社会教育課)

福島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年十月二十一日

福島県教育委員会

福島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会公印規程(昭和三十六年福島県教育委員会訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号の表福島県いわき海浜自然の家所長印の項を削り、同表福島県教育委員会附属機関代表者印の項中「21」を「20」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

(教育総務課)